

## 別紙②

## 旧様式②

第十八号の十一様式（第三条の十一関係）（A4）

### 建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第6条の3第6項の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 令和 年 月 日 号

様

指定構造計算適合性判定機関名：株式会社 建築構造センター ㊤

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第6項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に管轄の建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に株式会社 建築構造センターを被告として（訴訟において株式会社 建築構造センターを代表する者は代表取締役 となり ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

#### 記

1. 申請年月日 : 令和 年 月 日
2. 建築場所 :
- (理由) : 別添 質疑事項書のとおり
- (備考) :